

篠栗町議会第1回定例会

篠 栗 町 議 会 定 例 会

3月8日（一般質問）

令和3年 第1回 定例会 会議録

日時 令和3年3月8日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	岩 下 勝 正	2番	藤 木 高 裕	3番	横 山 和 輝
4番	品 川 静	5番	古 屋 宏 治		
7番	栗 須 信 治	8番	村 瀬 敬 太 郎	9番	今 長 谷 武 和
10番	阿 部 寛 治			12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

11番 松 田 國 守 6番 田 辺 弘 之

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正		
教 育 長	太 郎 良 順 一	総 務 課 長	立 花 博 友
財 政 課 長	藤 忠 文	会 計 課 長	野 寄 勇
まちづくり課長	熊 谷 重 幸	税 務 課 長	有 隅 哲 哉
収 納 課 長	花 田 篤	住 民 課 長	田 村 明 広
健 康 課 長	栗 原 俊 孝	福 祉 課 長	平 山 智 久
産 業 観 光 課 長	井 上 勝 則	都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁
上 下 水 道 課 長	城 戸 勝 範	学 校 教 育 課 長	浦 上 利 浩
こ ども 育 成 課 長	松 岡 秀 策	社 会 教 育 課 長	松 熊 大

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	藤 幸 三
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） 皆さん、おはようございます。

本日は、松田國守議員と田辺弘之議員が病気加療のため欠席ですが、定足数に達していますので、開議は成立いたします。

つきましては、田辺議員の一般質問の取り扱いにつきましては、篠栗町議会会議規則第61条第4項の規定により、通告の効力を失いましたので、本日の質問者は、4名といたします。

傍聴に来庁されました皆様に、本町議会に関心を持たれますことを感謝申し上げます。傍聴の際は、皆様へ配付しております「一般質問通告書一覧」1ページの注意事項を熟読されまして、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

日程第1、「一般質問」を行います。

質問者は、4名でございます。

質問時間は、申し合せにより、答弁を除き1人30分以内といたします。

この際、議員の皆様にご協力を願ってのお願いを申し上げます。

本会議での議論が活発になることが大事であると考えますので、多少の発言のずれは認めたいと思います。

ただし、リアルタイムでの配信を行っておりますので、質問議員も答弁者も、言葉遣いには気を付けるよう求めます。

発言内容を精査して、最終日に議長判断を報告させていただきます。

ご協力お願いいたします。

それでは、順次、質問を許可いたします。

質問順位1番、荒牧 泰範 議員。

通告数は、1問です。

○議員（荒牧 泰範） 議席番号12番、荒牧でございます。

通告どおり、1問町長にお尋ねいたします。

「篠栗北地区産業団地整備事業の成果を問う」という題材で、町長は、この事業は、用地売却の後に当該地区の税収や上下水道使用料収入が見込め、進出企業による雇用の確保と町のランドマークとなるものと言われております。

何人も予想しなかった大変なコロナ禍で経済は低迷し、北地区産業団地事業も予定の売却収入を得ておらず、全額歳入となるのか心配ですが、ここではコロナによる影響が無かったものとして、この事業の成果を考えたいと思います。

私の計算では、本体工事に加え道路や地域要請工事などを含めた総事業費は、約

57億5,000万円で、それに対し売払収入32億5,000万円程度に交付税算入額等が4億7,000万円強で、20億円近い赤字となります。

一般会計規模が篠栗町では100億円、財政力指数が0.6で経常収支比率95.4%の我が町において、20億円の債務がどれほど大きなものか、今更申し上げるまでもございませんが、計画当初から税金その他の見込みも分からず、返済計画も立たないような事業は無謀としか思えません。

町民のための予算の使い方は別にあつたと思います。

例えば、ファストフード店や若い世代に特化した書店や雑貨店などが入る施設を用地買収から建設まで町が行い、安価に、もし可能ならば無償で貸与した方が活性化のためになったと思いますし、20億円も掛かりません。

当初見込みから大きく膨れた事業費を支出したこの本事業を、どう検証しておられるのか町長にお尋ねいたします。

○議長（阿部 寛治） 答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

それでは、荒牧議員からご質問いただきました「篠栗北地区産業団地整備事業の成果を問う」という質問について答弁をいたします。

ご質問への答弁といたしまして、まず、私が令和2年第3回定例会の会期中で総括いたしました内容の一部をご紹介します。

今から遡ること5年前の平成27年8月5日、平成27年第2回篠栗町議会臨時会におきまして、議案第41号「土地の取得について」の議案を上程いたしました。九州大学演習林土地の取得をご承認いただいて、篠栗北地区産業団地開発事業は、実質上のスタートを切りました。

提案理由は、「九州大学が保有する演習林用地を産業業務地として企業誘致を図るため、取得するもの」としております。

この土地は、九州大学が独立した国立大学法人となり、福岡市西区への移転が決定したことから、大学が保有する津波黒演習林のなかで、今後使用する見込みがない土地の処分を検討していたその一部でございまして、平成24年頃から大学側から売却したい旨の打診があつていたものでございました。

同時に購入した九州大学演習林正門前の土地約1万平方メートルを除く、約16万平方メートルを篠栗北地区産業団地として開発を目指しました。

篠栗北地区産業団地は、篠栗町の企業数が糟屋郡内の中で最も少なく、法人関連

税収が人口約8,000人の久山町よりも劣る現状を何とか打破し、先細りが懸念される地方交付税に頼らない自主財源を少しでも確保すべきであるという考えと、国道201号線沿線での事業開発によって町内外からの交流人口を増加させ、篠栗町の新しいシンボルゾーンを作ることができれば、福岡都市圏東部の賑わいを感じる素晴らしい町になるに違いないとの思いでございました。

篠栗町のこれから10年後、20年後の発展に向けた大きな起爆剤になるに違いないとの期待感から、人口3万人規模の自治体としては多少背伸びした計画ではありましたが、九州大学から産業用地として購入したからには、この地域を何とか形にしたい。その思いが実現に向けたスタートでございました。

私はこれまでいつも事業を発案し実行する際には、胸に手を当てて「私心なかりしか」という言葉を反復し、「篠栗町の将来のためだ」と自分自身納得したうえで取り組んでまいりました。

今回の取り組みも、もちろん言うまでもございません。

この事業は、篠栗町のために必ずや計り知れない力となる。篠栗町発展の起爆剤になること間違いないと確信したうえでスタートすることに決めました。

次に、これから取り組もうとする開発は、我が町においてかつて経験したことのない規模であり、開発業者を選定する前に、どのような手法で進めたらよいかをサポートするコンサル業者をまず選定する必要があるとの見解に至りました。そうしたことから、まず、コンサル業者の選定を行い、FFGビジネスコンサルと開発計画のサポートをお願いする契約を行いました。

早速、FFGビジネスコンサルから「篠栗北地区産業団地開発計画について」の提案をいただきました。そこに示された手法・公募スケジュールに基づいて進めることといたしました。

今回の篠栗北地区産業団地整備事業は、篠栗町の人口の減少を食い止めるための下支えとなる雇用の確保を図り、町が持続可能となるための基盤整備事業であると捉えて進めてまいりました。

その後は、鹿島建設ほかの事業パートナーと進めてきたことは、議会の皆様ご承知のとおりでございます。

詳細は省略いたしますが、総括での冒頭でこのように記載いたしました。

ただいまから申し上げることは、明後日以降のご審議いただく本定例会の令和2年度補正予算、令和3年度当初予算に関する内容でございますので、詳しく述べることは控えますが、令和2年4月に工事が完了し、篠栗町として造成工事代金等の

精算を行うにあたって、造成により民間事業者へ売却し売却代金によって造成費用を賄う部分と、公共工事部分として町の投資を必要とする部分との仕分について、福岡県及び総務省と協議いたしました。その結果、地方道路等整備事業債、一般単独事業債を公共工事分として活用して、これまで資金繰りのなかで活用してまいりました篠栗北地区産業団地開発事業債を令和3年度までに繰上返済し、一般会計での公共工事に見合う起債というわかりやすい資金計画となる予定でございます。

篠栗北地区産業団地開発の取り組みにおいては、町の安全安心、渋滞路線における交通網の整備、上下水道網の拡大、農地関連施設の均衡整備など、当該整備事業と併せて充実が図られたものと考えております。

また、津波黒地区法面工事に関しましては、当初見込むことのできなかった緊急防災・減災事業債を活用した緊急的な工事として、ご承認いただきました。

地域の安全安心はもちろんでございますが、約4,500平方メートルの国交省用地の将来的な払下げも視野に入れた必要な措置でございました。先行的な投資の要素も含まれているところでございます。

今回、進出される6企業は、交通の利便性や眺望の良さ、開放感にあふれた用地に好印象を持たれ、篠栗町での個々の企業成長だけではなく、今回の進出をもって、篠栗町の発展にも大きく貢献したいとの思いが大変強く、まちづくりや団地全体の賑わいの創出に、大変関心を持っていただいております。

今後、篠栗北地区産業団地のブランディングに産官学で取り掛かり、内外から来訪者に楽しんでいただけるようなワクワクする仕掛けを行ってまいりたいと考えております。

また、篠栗北地区産業団地進出企業のブランドを生かした、ふるさと寄附金返礼品の充実も大変楽しみでございます。平成30年度当初予算では、寄附金500万円を計上いたしましたが、令和3年度では1億5,000万円を計上しております。6企業の操業開始が見込まれる令和5年4月以降は、更に増加することは確実にございまして、まちづくりに有効活用できる財源をこれまでも増して確保できることとなるわけでございます。

また、固定資産税や法人税の税収増や働き手人口増加による住民税の増加、上下水道等の利用量増加による公会計収入増などが見えてくると、この事業の全体像をより明確に確認できるものと思っております。

こうしたことから、篠栗北地区産業団地の成果を問うのは、時期早尚ではなかろうかと考えております。

これからは、篠栗北地区産業団地の次のステップとして様々なご意見をいただきますと幸いです。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（阿部 寛治） どうぞ、再質問。

○議員（荒牧 泰範） まず初めに、先ほど町長がおっしゃった、後日審査が行われる件についてですが、お答えは要りませんが、私の感覚の中では、例えば法面工事にすると35.6%にあたる3億7,920万円だとかいう補助はきますが、元々この工事をやらなければ負うことがなかった起債でありますし、今お話を聞くとまた道路も補助が得られるという話ですが、そうじゃなくて、今聞くと、何か後になって、元々町がしなくてはいけなかった分と分けますよ、という表現ですが、僕はそれは違う。やっぱりこの事業に関わった分は全て総事業費だと思いますので、その分は、すみません、ここでやると事前協議なのでお答えは要りません。私は少なくともそう思っております。

次に、私が問うているのは、極東ファディさんに、やまやさんに久原本家さん。このそうそうたる企業さんたちがお見えになると、多分、出来上がってしまうとアミューズメントパーク的な素晴らしいものが僕はできると思うんですよ。

ただ、私は、そこは素晴らしい、この事業そのものは素晴らしいと思うんですが、お尋ねしているのは、そこに至るまでの道程、過程においてで、今、幸いなことにか、力を持たれた国会議員の先生方が地元から選出されていますし、県議会議長も地元です。その方たちに拝み倒して、あの場所でなくして、和田から津波黒、高田、金出にあたる農振部分の網を外していただいて、あそこに今申し上げたそうそうたる企業さん等に来ていただければ、とても20億円なんて掛けることなく、素晴らしいものができたと思うんですが、その最初の走りの部分が、いかがかなというところが、最初にその部分をお尋ねしたいので、そちらで僕はやるべきだったんじゃないかなと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 荒牧議員がおっしゃられることも、一つのご意見としてあろうかと思えます。

ただ、農振を開発していくということにつきましては、また新たな希望がいろんな企業から来ておまして、これについては、また、その時々の開発、あるいは全体像の見直し等を、次のマスタープランの見直しのときに、いろんな色替えも含めた検討を進めていかなければいけないものであろうかというふうに思っております。

実際そういうふうなご要望がいろいろ来ているのが事実でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） どういう手法が適切だったかというのは、後年の方々が評価されるんですが、ここは意見の食い違いということではありますが、私は少なくとも、ああいう、失礼ながら産業廃棄物の山を扱うよりも、農地を転換した方がよかったんじゃないかならうかなと思っております。

2点目に、その現在に至るまでの額の、何ていうんでしょう、膨れ上がり方、例えば、町長は途中で「債務負担行為の限度額を認めていただきたい。これがないと次に進めない」と言うんで、そういう格好で、何か申し訳ない言い方ですけど、ブラックボックスに入ったまま、逐一説明がされないままに、いつの間にか総予算が膨らんでしまったというところが非常に大きいと思うんです。

その要因としては、やはり町の方にスペシャリスト、土木建築に関するスペシャリストがいなかったもので、先方の企業から言われたら言われたままに予算を捻出していったというふうな印象を受けるんですが、その辺りは町長どうお考えですか。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 私どもが一番最初からのところで、議会の皆様方にもう少し詳しくご説明を申し上げておけばよかったかもしれないということは、十分反省点であらうかと思ひまして、その点も含めて、令和2年9月の総括の中で申し上げたつもりでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） もっと突っ込みたいんですが、事前協議になりそうなので、予算の席でまた続きをさせていただきたいと思ひます。

終わります。

○議長（阿部 寛治） 次の質問に移ります。

質問順位2番、岩下勝正議員。

○議員（岩下 勝正） 議席番号1番、岩下勝正でございます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

執行部の皆様方、また、職員の皆様方におかれましては、コロナ禍の中での日々の業務、誠にお疲れさまでございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日、事前通告に基づきまして2問質問させていただきます。

まず1問目でございますが「JR篠栗線東側の永田踏切車道化について」お伺ひしたいと思います。

篠栗町の玄関口であるＪＲ篠栗駅周辺の環境整備の一環としまして、現在の駅前周辺の交通混雑緩和と交通動線の変化による円滑な車両の流れ、また、歩行者保護及び南北往来の利便性が必要と考察いたします。

駅西側の車両の煩雑要因としまして、篠栗線をまたぐ踏切が脆弱と思惟されます。

駅西側の篠栗病院前の田中踏切は、ご存じのとおり湾曲しまして離合が困難で歩行者も多く、進入待ちの車両が待機停止してスムーズな交通動線とは言いがたいと思います。

一方の東側中町踏切、第１高原踏切と言いますが、それについては問題なく離合車線で円滑に走行ができております。しかしながら、エフコープ側から通過しますと信号機がありまして、赤信号の場合には、渋滞して遮断機が下りてなくても踏切は渡れない現状でございます。

このような駅周辺の交通緩和解消の一考としまして、現在歩行者のみ横断ができる、よしみ食堂前、町役場のすぐ東側の踏切でございますが、今現在歩行者のみ通行する踏切でございます。この永田踏切を車道化することにより、南北間の交通動線が得られまして、また駅、役場、立駐、クリエイト、オアシス等の関連施設への往来もスムーズに到達できる利点が生じます。

また、緊急車両等の迂回動線としても十分機能し得る結果となると考えますが、この点、町長のご見解をお尋ねしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（阿部 寛治） 答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいま岩下議員から「ＪＲ篠栗線東側の永田踏切車道化について」のご質問をいただきました。

本踏切をはじめ、ご質問の中にもありましたが、ＪＲ篠栗線の駅周辺を横断する施設として、篠栗駅西側には田中踏切、駅をまたぐ自由通路「ささぶりっじ」、東側には、本質問にもございました永田踏切と県道猪野篠栗線の第一高原踏切、中町高田線の第二高原踏切がございます。

田中踏切につきましては、線路北側の町道、中町津波黒線の道路改良工事が、平成２７年度に完成いたしました。道路幅員を確保することにより、当踏切の車両及び歩行者の通行の円滑化を図ってきたところでございます。

永田踏切は、岩下議員ご指摘のとおり、立体駐車場利用者やエフコープの従業員をはじめ、下町中町や高田金出地区からの役場・駅・クリエイト・オアシス等への

施設利用者の交通経路として、町としては重要な踏切であると認識しているところでございます。

また、この踏切が車両通行化できる踏切幅が可能であれば、鉄道を挟む公共施設利用を含めた南北動線の円滑化に寄与することと思えます。

しかしながら、J R九州側からは、駅の東側に存在する踏切が約200メートルの間に3か所集中することで、踏切事故や踏切内での交通トラブルが発生する懸念が多いとの観点から、自由通路建設の関係者協議時において、この踏切を廃止したいとの考えを示されたことがございました。

また当踏切には、福岡県公安委員会により「車両進入禁止（軽車両を除く）」という標識が設置されておりまして、交通管理者としても、歩行者の通行への制限を行われているのが現状でございます。

永田踏切を車道化するにあたって、本踏切北側道路は、南北への1方向であります。南側は、踏切を起点に東西と南北への2方向の道路から進入することになり、踏切南側の町道、役場前線の取付け部分の改良と、踏切北側の丁字路の交差点改良が必要になってくると思えます。

よって、車道化にあたっては、関係各所の調整を含め、慎重に検討する必要があると思いますが、ただいまご説明申し上げた、J R九州の見解や福岡県公安委員会の対応を考慮する限り、なかなか実現に向けては難しい状況ではないかと考えます。とはいえ、利用される皆様にとって利便性が高まることでございますので、今後も検討してまいりたいと思えます。

○議長（阿部 寛治） 岩下議員、再質問ございますか。

○議員（岩下 勝正） ただいま、ご丁寧なご答弁ありがとうございました。

J Rありきということで、なかなかハードルが高い案件でございます。

もし、J R側との会議、その他ございましたら、要望でございますが、この案件、一押し是非お願いしたいと思えます。

1 問目終わらせていただきます。

次に、2 問目に入ります。

2 問目は、「コロナワクチン集団接種について」でございます。

2 項目質問する予定でございましたが、①の質問事項においては、現在、国の方の発表等々で通告書を作った時期よりも相当変化しておりまして、①の項目はちょっとそぐわない質問内容になりましたので、この項目は削除したいと思います。議長いかがでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○議員（岩下 勝正） では、質問に入らせていただきます。

昨今、報道されております、コロナワクチンの接種について質問させていただきます。医療従事者の方々をはじめ、ご担当の方々におかれましては、準備等々で大変なご苦労があらうかと思えます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

今現在、先行接種で全国の手医療従事者の方々に接種されております。その後、順次地方に配分されてくる予定で、優先順位 2 番目の 65 歳以上高齢者の接種が 4 月以降となっております。

一部の報道では、4 月 12 日から順次接種される予定という発表もございますが、町で行う集団接種、あるいは個別に医療機関で接種する、また職場での対応接種等が挙げられますが、いずれにしても、いろいろな意味で不安を抱いている方々が多く見受けられます。先行接種された方々は、接種後の症状を毎日報告し、報道等でアナウンスしておられます。懸念されております副反応、今のところ大きな副反応は検証されていない状況でございます。

また、ワクチンの配分も、厚労省の発表ではちょっと不透明感がございます。いずれにしても、一日も早く感染を減らして、早く平穏時に戻りたいと思うばかりでございます。

そこで、以下の質問①を削除しまして、2 番目の②の「ワクチン接種について」高齢者の方々に一人でも多く接種していただく施策を、町でただいま熟慮されておると思いますが、この中には山間部の方々、また、足がご不自由な方々等の送迎等の諸問題、いろいろな諸問題が数多くあると思いますが、今時点、町としての取り組み、接種計画がございましたら、是非ともお聞かせ願ひたいと思ひます。

よろしくお願ひします。

○議長（阿部 寛治） 答弁をお願ひします。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 岩下議員の 2 番目のご質問「コロナワクチンの集団接種について」の②のご質問に対する答弁をいたします。

「ワクチン接種会場への高齢者の方の送迎について」というご質問でございました。現在、ワクチン接種会場を、合併 50 周年記念体育館で実施する予定で準備を進めております。

山間部や接種会場から遠く離れた地域にお住まいの高齢者の方々につきましては、巡回バス等での送迎ができないかを考えているところでございます。

また、高齢者の方々につきましては、かかりつけ医や医療機関での個別接種の方もたくさんおられると思いますので、送迎バスの需要や巡回地域、コース等を設定しながら効率よく送迎できるよう計画を進めてまいりたいと、今準備を進めているところでございますのでよろしくお願いたします。

○議長（阿部 寛治） ただいまの答弁に対して、再質問。

もう少しマイクに近づいて言ってくれませんか。

○議員（岩下 勝正） ただいまの答弁で了解承知いたしました。

これで質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） では、質問順位3番、品川静議員。

○議員（品川 静） 議席番号4番、品川です。

今回は、「遍路道を中心とした環境整備について」質問いたします。

篠栗駅東側自由通路「ささぶりっじ」の開通やすべての進出企業が決定した北地区産業団地の開発等で、篠栗町中心市街地が注目を浴びている昨今ですが、以前からの篠栗町の良さは、町全体を西の福岡市方面に向かって包み込むような奥深い山々にあると思っています。篠栗町の森林率は7割と、町の多くを占めています。

180年以上の歴史を持つ篠栗四国霊場を支えてきたのは、標高はそれほど高くないにもかかわらず、幾重にも重なった山々の醸し出す神聖な空気や環境があるからこそだと思います。

私自身、歩きお遍路や森林セラピーで森の中を歩いていると篠栗の自然からたくさんのお恵を受けていると実感することができます。

お遍路は、長い歴史を超えて地域と共存し、継承されてきた篠栗町の文化遺産であり、大切な観光資源でもあります。そして、自然の中を人々が訪れ歩く遍路道自体も、また文化財として価値が高いと感じています。

旅館に宿泊された方から「このお遍路道の坂を、私の父は母をおぶって歩いたんですよ」と教えていただいたり、「篠栗は疫病に打ちかって繁栄した町だから、コロナ退散を願いに来た」と話してくださる方にも出会いました。

遍路道は、森林セラピーロードとも重なり合っており、現在はお遍路以外の利用者も歩く道となっています。

また、コロナ禍で自然を求める人々が増加しており、キャンプや森林浴に個々に来られる方も増えています。

そこで今回の質問は、これまで維持管理され、守られてきたはずの遍路道の整備

が、最近滞っているところが見られるのではないかという点です。

例えば、田の浦から桐の木谷を通して二瀬川方面への遍路道は、通り沿いの竹や木がうっそうとして暗い山道となっています。最近、女性数名でのお遍路も増えているなか、地図を片手に歩いてみると「怖いような道もある」と聞きました。

また、かつての桜の名所として賑わった新吉野公園あたりは、水害以降の復旧工事が滞っているように見えますし、桜の植え替えなども進んでおらず、とても残念に思っておりました。山が荒れてしまうと、美観を損ない地域の魅力が低下するだけではなく、森林の機能が発揮できなくなり、災害の拡大にもなり兼ねません。

篠栗の山々を縫うように存在しているお遍路道を整備することは、森林全体の環境保全となり、防災にも繋がるのではと思っております。

そうしたことを踏まえて、町におかれましては、10年計画などの長期的な視点で段階的に、遍路道やかつての観光名所を、再整備していただきたいと考えています。

財源は、このところ増加しております「ふるさと寄附金」の一部を継続的に投入することや、森林環境譲与税を有効に活用するなどしてはどうかと思います。

是非、長期的なビジョンを持ち、地域の人々が安心安全に暮らし、篠栗町の山々を多くの人々が訪れていただけるような魅力のある環境づくりに取り組んでいただけたらありがたいところです。

町長のお考えを是非お聞かせいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 品川議員からのただいまのご質問「遍路道を中心に新たな環境整備の計画を始めるべきではないか」というご質問についてお答えいたします。

まず、現状の取り組み状況について申し上げます。

遍路道の維持管理につきましては、山王地区においては、春と秋の観光シーズン前に観光協会と篠栗町で枝打ち及び整備等を行っており、今年度は、秋は雨で中止いたしました。例年9月にそれを実施し、春は3月10日に実施予定としていただいております。

また、若杉地区や金出地区の遍路道においても小規模ではありますが、毎年整備及び更新作業を委託等により行っており、ほかにも随時、職員で補修等も行っております。

ただ、遍路道の長さは合計で約50キロメートルあり、その中には、町道、林道はもちろん民有地もございます。そのため、通行人の数が多いたるところを優先して行っており、細部の整備まで行えていないのが現状でございます。

議員のご指摘の地域につきましては、早速私も車で通ってみました。田の浦から桐の木谷への道は、実は私の実家のすぐ上を通る遍路道でございます。50年以上も前のことではございますが、私が子どもの頃、夏休みの遊び場に使っていた地域でございます。茶店が数軒点在し、周辺の山々を眺ながらのんびりと歩いたものでございました。

歩き遍路がバス遍路に変わり、そのバス遍路も大きく減少してしまった昨今、札所間の距離の長いこの道は人通りが少ない道となってしまう、整備要望も多くは聞かれないことから、豪雨災害による障害物の撤去等の対応に留まっておりまして、森の中を歩く部分は、暗く、竹が生い茂る場所があり、多少薄気味悪いというところもあるのが現状でございます。

先ほどの一般質問の答弁で申し上げましたが、議員ご提案のとおり、今後は、ふるさと寄附金の増額により、まちづくりのための財源が継続して確保できる可能性も大いにごございます。

また、令和元年度から森林環境譲与税、令和6年度からは森林環境税の一部を財源に充てて継続的に計画性を持って、順次整備を進めることも可能であろうかと思っておりますし、必要であろうとも考えるわけでございます。

また、こうした環境保全にも寄与する取り組みは、クラウドファンディングの仕掛けも大変有効であろうかと考えております。今後も議員のお知恵をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

次に、新吉野公園の桜の植え替えにつきましては、復旧作業はいったん完了しておりますが、シカの食害や土地がやせているため、なかなか思うように植栽ができておりません。そのため、有効な対策方法を検討中でございます。

最後に、長期的な視点で段階的に遍路道や観光名所の再整備をということではございますが、山林が本来持ち得る公益的機能や社会経済的な特質の維持を行うため、令和元年度に10年間の篠栗町森林整備計画を策定いたしております。その計画と併せて、霊場会、霊峰会、篠栗町観光協会と遍路道を含めた今後の観光地の整備について、篠栗町らしい環境を維持するためのお遍路道・森林セラピーロード整備の長期的な計画を立案してまいりたいと思っております。

よろしくお願いたします。

○議長（阿部 寛治） 再質問はございますか。

はい、品川議員。

○議員（品川 静） 私がお遍路道や森林セラピーロードを歩いていますと、ごみやたばこのポイ捨てる跡が見られることがあります。あの栃木の大規模な山火事は、たばこのポイ捨てるが原因かとの報道も目にしました。

そこで環境保全の取り組みを、町が発信するための新しい提案としまして、計画的に整備をしていただくことと併せて、お遍路道や森林セラピーロードを禁煙とし、ごみのポイ捨ても禁止する条例を作るというお考えはありませんか。

条例制定は、安心安全で美しい町づくりの推進を図り、訪れる方々にも環境保護に協力していただく指針とすることができます。篠栗町の豊かな自然環境や文化遺産を守り、未来の子どもたちへよい形で引き継ぐためにも、条例制定について、町長のお考えを伺いたいと思っております。

お願いします。

○議長（阿部 寛治） 答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいま再質問という中で、たばこのポイ捨てるやごみのポイ捨てる等々を禁止する条例を作ってはいかがかというご質問がございました。

これについては、条例で謳うこととともに、それについてどのような罰則規定を持っていくかというようなことも、いろいろ細かいことを考えなければいけない流れになろうかと思いますが、足利市による大規模な山火事等々もありましたので、このたばこのポイ捨てるについては、非常に危機感を持っているところでございます。

今、ご提案がありましたような条例制定に向けて、私どももしっかり検討してまいりたいと思っております。

○議長（阿部 寛治） 再質問ありますか。

はい、どうぞ。

○議員（品川 静） あと桜の植え替えについてですが、篠栗の桜は、木の病気であるてんぐ巣病に侵されているという現状がありまして、山間部の方々は、年々山の上にも範囲が広がっているというふうに心配されている声を聞いております。

対応しないまま植え替えを行うと、せっかく植えた桜も枯らしてしまうことになってますが、現在その対策を含めて、植え替えについての説明を伺いたいと思っております。

○議長（阿部 寛治） わかりましたか。

はい、答弁を求めます。

はい、井上課長。

- 産業観光課長（井上 勝則） てんぐ巢病を含めたいろんな被害の件についてでございますが、あらためまして、先ほど町長が申し上げたとおり、シカの被害等も、そのほかのほうも、同じくいろいろ懸案事項として挙がっているところでございます。

ですから、そういったふうな病気も、シカの被害、その他の全般的な方も含めまして、新たにまた植栽をするときに検討していく方針でございます。

- 議長（阿部 寛治） 理解できましたか。

はい、どうぞ。

- 議員（品川 静） 冒頭に述べた北地区産業団地ですが「どんな施設ができるのか」とかですね、「工場直販の買物とかできるの」とか、「カフェがあったらいいな」などの話題を最近聞くようになっております。公表できるようになったらそちらの情報の発信もお願いしたいと思っております。

一方で私たちの暮らしは、やっぱり、多くの森の恵みによって支えられているということを忘れがちなのかもしれないと思っております。森のある風景は人を魅了し、森の空間は憩いの場として人を引き付けています。

また、事業活動に結びついた森づくりなど企業の新しい概念も注目されているということに、今なっております。

大切に継承されてきたお遍路という伝統文化を守りながら、篠栗町の山々に新たな価値を見出し、活用することで、未来に繋げていくためにも遍路道を中心とした環境整備を、条例制定を含めて、計画的に始めていただくようお願いして終わりたいと思います。

以上です。

- 議長（阿部 寛治） 質問順位 4 番、横山和輝議員。

- 議員（横山 和輝） 議席番号 3 番、横山でございます。

通告に従い質問を行います。

最初の質問は、「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律について」であります。この法律について、通告では平成 29 年 7 月に施行されたとしておりましたが、正確には昭和 46 年に制定された農村地域工業等導入促進法が改正され、名称を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に変更されたものであります。この法律を活用すれば、農業振興地域内であっても企業誘致ができることとあります。したがって、この法律の概要について簡潔に説明をお願いいた

します。

また、この法律をうまく活用すれば、農村地域への新たな産業導入が可能になることから、我が町としても大いに検討する価値があると思いますが、町長の見解をお聞きしたいと思います。

次の質問に移ります。

この法律が平成29年に改正された後に、我が県でこの制度を利用した計画は、今のところないようです。しかし、今後は、我が町の近隣にも具体的な計画が行われるのは必至です。また、この制度によるもの以外にも、例えば古賀インター周辺で複数の企業団地が計画され、その一部は既に造成に着手しているようです。したがって、今後これらの事業が進めば、現在滞っている我が町の産業団地への企業誘致は更に難しくなるのではと心配しております。

この点について、町長にお尋ねいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいま横山議員からご質問がありました「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律について」3点のご質問がございました。

ご質問の詳細については、1,2につきましては、産業観光課長から。3につきましては、まちづくり課長からまず答弁をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、井上産業観光課長。

○産業観光課長（井上 勝則） では、私のほうより、1番目と2番目のご質問についてお答えさせていただきます。

まず1番目のこの法律の概要についてでございますが、農村地域への産業の導入や、農業従事者の導入産業への就業等、農業と導入産業との均衡ある発展と雇用構造の高度化を図ることを目的としております。対象となる業種には、導入により農業従事者の安定した就業機会の確保に資すること、導入産業と農業の均衡ある発展が図られることなどが求められております。

そして、篠栗町が作成する実施計画により支援措置が受けられ、その支援内容は、個人が土地を事業者に譲渡した場合の所得税の軽減、日本金融公庫による事業者への低利子融資、農地転用許可・農業振興地域整備計画の変更に伴う配慮などが上げられております。

なお、この法律は、先ほど議員がおっしゃられたとおり、平成29年7月に改正が行われておりますが、法改正前の農村地域工業等導入促進法を含めると、福岡

県における計画の策定状況は、26市町村から51の計画が出ております。

次に、2番目の質問についてお答えさせていただきます。この法に基づく計画策定等の流れでございますが、まず産業の導入に係る具体的な立地計画を事業者が町に提出、そして町による事前調査後に町が実施計画の素案を作成、県と調整・協議などを行い、国の同意を得た県の基本計画に適合していると県が確認し、県知事から実施計画素案の同意を得た後に町の実施額の決定、事業の推進を行うこととなります。

そのため、この法律を活用し、農村地域への新たな産業の導入の検討をと提案してありますが、篠栗町が独自に計画を策定するものではなく、また、県の同意も必要でございます。そのため、事業者からそうした提案が出た場合は、福岡県と協議・検討を行いたいと考えております。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ、続けて。

○まちづくり課長（熊谷 重幸） 続きまして、横山議員からのご質問の「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律について」の3つ目のご質問にお答えいたします。

古賀インター周辺で複数の企業団地が計画されていることで、滞っている篠栗北地区産業団地の企業誘致が更に難しくなるのではとのことでございますが、ご心配をおかけいたしました。令和3年2月22日に株式会社久原本家食品様との企業立地協定が締結され、これですべての事業用地において進出企業が決まったところでございます。この件は、令和3年2月19日の企業立地状況報告会でもお伝えさせていただき、各社報道機関でも取り上げていただいたところでございます。

今後は、産官学での協議を重ね、単なる企業団地ではなく、特色のあるコンセプトを持つ、町内外の方に親しまれる観光産業団地を目指してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（阿部 寛治） ただいまの答弁に対して、質疑を。

はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 今回ですね、質問に入る前に一言申し上げたいと思います。

先ほど執行部の方が、私の、事業用地売却が滞っているとの発言に対して、事業用地が全て決まったといったふうに聞こえる発言をされましたが、事業用地の代金が完納されてはじめて決まったと言えるわけであって、今現在、完納しているのは極東ファディ1社のみです。ですので、今、執行部の発言は、希望的発言にすぎないと思います。

産業団地の工事が終了しまして、どのくらいですか。8か月ほど過ぎましたけれども、代金の完納は極東ファディ1社のみです。これが現実であると思います。ですので、今の執行部の発言を聞いた方はですね、まるで、全て決まった企業は、全て、6事業用地の6企業が、その6企業の建物が建つ、というふうに勘違いされる方もいるかもしれませんので、一言だけ申し上げておきます。

では、質問に入ります。

今後は、民間でこの制度の活用を申し出る企業が現れると私は個人的に思っております。そのときはですね、積極的に取り組んでいただきたいと思いますのですが、その考えがあるのかどうかについて教えていただきたいと思います。

そして、もう1点ですね、農業振興地域内でも優良農地がございます。この優良農地にもこの法律制度が活用できるかどうか、この2点をお尋ねいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、再質問に対して答弁。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 私どもの町の農振は、これまで農振として、しっかりとまとまった土地として、農業が経営された関係がございまして、今、事業を行いたいという企業の中から見て、あるいは開発業者の皆様の中から見て、本当に魅力ある地域だ、という声を多く聞きます。そういうことから、私どもも今後の10年の中で、新たな福岡インターから非常に近い利便性の高い地域ということを生かしていきながら進めて、積極的な対応を進めていく時期が来ているのではないかというふうに思っているところです。

いずれにしても、令和3年度以降から都市計画マスタープランの定期見直しをしていかなければいけません。その際に、どういうふうな開発をしていくか、そんな中で、今お話の優良農地地域についてもどう対応していくか、そういうことも含めてしっかりと皆さんと議論を交えながら、新たな篠栗町の姿のために、いろんな計画を立てていかなければいけないかなというふうに思っているところでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 私の質問は、優良農地にこの法律が活用できるのか、利用できるのかを聞きたいんですけども。優良農地が、この法律の制度の中に入っているかがわかれば教えていただければよろしいですか。

○議長（阿部 寛治） はい、井上課長。

○産業観光課長（井上 勝則） 先ほど、この法律の導入の利点を3点ほど申し上げ

ましたが、その中の1点として、農地転用許可・農振地域整備計画の変更に伴う配慮がございます。ですから、そういったふうな農振地域の転用を行うためには、かなり高いハードルがございます、それを行うため、県と重々に協議を行う必要がございます。

ですから、この計画を適用できるか、その前に申し上げたとおり、まずこの農地を農振から外す場合に、事前にまず県と協議を行い、その県との協議を行って行く中で、この法律が適用できるかどうかを十分協議したうえで、この法律が適用できるならば、この適用を使って農振地域から除く、そういった流れになろうかと思えます。ですから、まず順番的には、まず計画の方を検討していきたいと思っています。

その中で優良農地がこの適用になるかどうかなんですが、それも含めて県と協議を行うことになろうかと思っております。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 是非ですね、私は個人的にこの法律を知ったときにですね、もううまくいけば、企業も、言ってみれば平地に建てるわけですから、造成費がまず掛からないと、言ってみれば安くじゃないですけども、建てることのできる。町は町で企業誘致ができて税収が上がる。農家についてもですね、それこそ働き手の高齢化問題もありますし、あと後継者の問題もあります。

それで、どうしても持続することが難しい農家の方も実際にいるのが現状でございますので、もしこれをうまく活用すれば、本当に町の発展のために、非常に利用できると思えますので、積極的に取り組んでいただきたいということを要望して次の質問に移りたいと思います。

次の質問に移ります。

「産業団地の事業用地売却に関する手続について」質問いたします。

産業団地6事業用地のうち、契約が完了している用地は3か所、そして工事や完了しているにもかかわらず支払いが完済しているのは極東ファディ1社で、残りのやまやとケアユーはいまだに支払いが終わっておりません。

このような実情を踏まえたうえで、質問に入りたいと思います。

やまや及びケアユーに対する事業用地売却は、条例により、議会の議決を必要とすることから契約締結及び工事完了後、確定測量が完了した時点で、議案を議会上程、その後、可決しております。そして、売買代金の支払い方法が契約書第5条に記されていて、第1項に契約保証金を差し引いた代金は、納入通知書に記載する

期限の日までに一括して納付しなければならないこと。2項には、納入通知書は、工事完了公告が出された後、速やかに発行すること、そして、4項で納入通知書に記載する期限の日は、発行日を起算日として45日後とすると明記されております。

そして、この支払いに関する事項は、確定測量完成後に提出された議案内容でも変更されておられません。

しかし、やまやの事業用地は、工事完了後の議会での議決が昨年7月8日に行われ、その後速やかに納入通知を行う必要があるにもかかわらず、実際に通知がされたのは12月11日と大幅に遅れ、その結果、企業に対し延滞金を求めることもできず、結果的に町に損害を与えた次第でございます。更に、納入期日は、契約書で通知日から45日後と契約書に明記されているにもかかわらず、実際は53日後の令和3年2月1日としていることは、明らかに契約書を無視した行為であると言わざるを得ません。また、ケアユーについても同様の行為が認められるようです。

次の質問に移ります。

最近、やまやコミュニケーションズ、ケアユー双方から納入延期の申し出があったとのことでした。このことは、当然今議会で議論されることになろうと思っておりますので、ここでは触れませんが、ただ1点だけ、2社から延期の申し出が提出されたプロセスについて教えていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（阿部 寛治） 今の質問について、答弁どうぞ。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 横山議員からの2問目の質問「産業団地の事業用地売却に関する手続について」、今2点のご質問をいただきました。

まず、詳細をまちづくり課長から説明をいたさせますので、よろしく申し上げます。

○議長（阿部 寛治） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（熊谷 重幸） それでは、横山議員からのご質問の「産業団地の事業用地売却に関する手続について」お答えいたします。

まず、篠栗町とやまやコミュニケーションズで締結した土地売買契約において、令和2年7月8日に議会の承認を得たにもかかわらず、納入通知書を令和2年12月15日に発行したことで町に損害を与えたのではとのことですが、土地売買代金清算に関する覚書について、令和2年7月8日に議会での承認をいただいております。

また、福岡県からの完了公告につきましても令和2年7月3日に下りましたので、議会承認を得たのちに、速やかに納入通知書を発行する用意をしておりました。

しかし、令和2年7月13日に契約相手方であるやまやコミュニケーションズから支払延期の要望書が提出されたため、納入通知書の発行を行わなかったものでございます。

また、納入期日は、契約書で通知日から45日後と契約書に明記されているにもかかわらず、実際は53日後の令和3年2月1日ということは、契約書を無視した行為であるということでございますが、やまやコミュニケーションズから支払延期の要望書がなされた後、令和2年7月20日に土地売買代金の支払いに関する覚書を締結いたしました。その中で納入通知書を令和2年12月15日までに送付すること。支払期限を令和3年2月1日とすることを明記しております。

ケアユーも同様に、令和2年7月30日に土地売買代金の支払いに関する覚書を締結いたしました。その中で納入通知書を令和3年1月28日までに送付すること。支払期限を令和3年2月26日とすることを明記しており、この変更覚書に基づき事務処理を行っているものでございます。

次に、やまやコミュニケーションズとケアユーからの延期の申し出の日時等のプロセスについてのご質問でございますが、令和3年2月19日に実施されました篠栗北地区産業団地進出企業の状況報告会におきましてご説明差し上げたとおり、やまやコミュニケーションズにつきましては、令和3年1月26日に支払期限の再延長を求める要望書が提出され、要望内容を検討し令和3年8月31日まで延長することといたしております。

なお、町としては、少しでも前倒ししていただくよう要望を行っているところでございます。

ケアユーにつきましては、令和3年2月19日に支払期限の再延長を求める要望書が提出され、要望の内容を検討し、令和3年3月26日まで延長することになっているものでございます。

○議長（阿部 寛治） では、再質問どうぞ。

○議員（横山 和輝） 先ほどの執行部の答弁では、支払期日に関しましては、覚書を取り交わしているから、その中で日にちを変えたので、その覚書に基づき45日が53日後になったというような説明を受けましたが、そもそも覚書の契約内容の変更を伴うわけですから、議会の承認が当然必要となります。

もしですよ、執行部の一存で支払日、また納入条件が変更できるならば、今やま

やは半年延長、再延長で半年、合計1年延長しています。ただ、それも3年だろうが5年だろうが10年だろうが、それこそ20年だろうが、執行部の一存でですね、納入延期ができるようになる。そして、議会はそれに対してどうするか、追認することしかできなくなる。

そんなことが許されるはずもないと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 横山議員が今お話しのような内容は、議員のお考えとしてあるかもわかりません。

私どもといたしましては、この覚書の変更につきましては、しっかりとご説明をしていただき、今回の令和3年の8月末でもって売却が完了する、それと、ケアユ一につきましても、今年の3月26日に完了するというのを先方との間で確約しておりますので、ただいまお話しになった、5年、10年というようなことは一切ないわけでございまして、それについても、ご要望であれば、もう少し詳しくご説明をいたしますが、私どもの覚書の延長については、それぞれの金融機関との調整の関係の中で、この日にまでということをお願いしたということでの覚書の延長であったわけでございますので、今ご心配いただいたようなことはないということをご答弁いたします。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） これは私の考えではなくてですね、条例にしっかりと契約変更、契約に関するものは、議会にかけなければいけないとあるわけですね。ですから覚書を交わすのはいいですよ、企業と町が覚書を交わそうが、それに従うわけですから。

ただ、それが実際に有効になるのか、それが本物になるのか、適用されるのか、それはやっぱり議会にかけなければいけないんです。

そもそもの質問、ちょっと今からしますけれども、この覚書はそもそも有効ですか。私はですね、条例どおりいけば議会にかけてないので、これはそもそも適用されてないと思うんですけれども、その点についてはどうでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） これについては、私どもも事業パートナーのFFGコンサルの弁護士と協議いたしまして、覚書を、私どもの執行権の範囲内で対応することができるということで順次対応したものでございまして、これについて議会にかけると

いうことについては、今お話がありましたけれども、議会に、契約についてはかけますけれども、その細かい覚書については、執行権の範囲内でやっているものでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 執行部の執行権、裁量権、今は、それがあって言われたのが驚きなんですけれども、あくまでもこれ適用されているということなんですけれども、ただそれでしたらケアユーの場合はどうでしょうか。そうしたらケアユーの場合がおかしくなるんです。

ケアユーはですね、確定測量後の面積及びそれに伴う確定した売買額について覚書を取り交わしたのが昨年7月17日です。そして、同じ日にケアユーから納入金延期の要望書が出され、また同月30日に納入延期決定の覚書が交わされました。ただ、もしこの覚書が、有効とするならば、その後の9月議会に提出された議案は、納入延期決定後のものではなく、それ以前の確定測量時点の案件だったのはなぜなのか。

これは言ってみれば、9月議会に出された議案は、虚偽の議案を出されて、それで、それを議決させていることになるんです。

これはですね、法令違反になります。違法行為にあたるわけですよ。もしこれが適用されるとするならばですね、これ矛盾はになるわけです。そこをどう説明するのかをちょっと教えてください。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） すみません、今口頭でご説明いただいた分について、なかなか今口頭だけでは整理がつかないので、どういうふうに矛盾があって、どう法令違反なのかということも踏まえて、しっかりとこちらで検討して、また後刻ご報告しなければいけないというふうに思っております。

つきましては、ただいま議員からご指摘いただいた分には、一度お受け止めいただき、私どもでお受け取りさせていただきまして、後刻、また、後日になりましょうか、この会期中でご答弁させていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） これは特に、適用されているとすれば、私がいくら契約書を見ても、後の覚書を見ても、やはり法令違反になるわけです。

ですので、しっかりとそこは見ていただいて、検討していただいて、できるだけ

早く説明していただきますよう要望いたします。

もう1点ですね、今度は、何て言うんでしょうか、質問としまして、非常にこれはどういうことなのかなと思うことがありましたので、お尋ねしたいのですが。

まず、やまやさんから、またケアユーさんからです、再延長の要望書が1月26日と、ケアユーさん、ちょっといつか忘れましたが、出されましたけれども、一応、担当課に聞くとですね、各種企業から1枚ずつの要望書が来たということなんですけれども、まずその1枚ずつの要望書で間違いはないかが1点。

もう一つですね、この要望書を見ますと、受付印がないんですよ、過去の要望書もそうなんですけれども、なぜその受付印が押してないのか。素朴な疑問ですけど、そこを答えてもらってよろしいですか。

○議長（阿部 寛治） どうぞ、町長。

○町長（三浦 正） 要望書の2点につきましての内容でございますけれども、これについては、また要望書が来た時点での説明を、この前の2月の後半で行ったとは思いますが、それまでは、新型コロナ関連ということで、業況が全体的に滞っているという中で、私どもも弁護士と協議しながら、なかなかこれはやっぱり受け入れざるを得ないかなというふうに判断したところでございます。

次のいわゆる再延長につきましては、やまやコミュニケーションズさんの場合は、金融機関との最終調整に多少手間取っているということで、私どもも金融機関と裏をとりまして、これについては、8月末までにはしっかりと対応するという金融機関からの回答もいただいたものでございます。

もう1点のケアユーさんの場合には、鹿児島にある土地の売却がもう少し遅れているので、その売却完了でその代金で支払うということでの、それで3月26日までには支払うということをお願いしたわけでございます。

これについては、私とそれぞれの社長、最高経営責任者の方々と話してきましてお受けしたものでございます。

受付印がないということにつきましては、私どもの、これは申し訳ないけれども手落ちだったかもわかりません。それか受付印を出す前に、コピーが欲しいということで言われてお渡ししてしまったものであろうかと思っております。

受付印をしっかりと、いつ受け付けて、いつ皆様方のためにお知らせしなければいけないとかいうふうなことについては、今後そういうふうなずさんと言われても仕方がない事務のないように対応しなければいけないと素直に反省いたします。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） あともう一つ素朴な疑問をしたいんですけど、要望書が、来られたのがですね、そもそも郵送で来られたんですかね。それとも誰か手渡しで持って来られたんですか。

○議長（阿部 寛治） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（熊谷 重幸） この点は、郵送で送られてきております。

先ほどの受付印のところでございますが、今、文書管理システムになっておりまして、要望書が届いた日にですね、同じく全部回覧いたしまして決裁という形で、システム上は受付した日にちはちゃんと残っているというところでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○議員（横山 和輝） 今、答弁で郵送と言われましたけれども、ちょっとおかしくないですか、郵送というのは。企業側からすればですよ、何億という土地の代金が払えない、延長してほしい、そして今回は再延長ですよ。そんな大事なことをですよ、大企業で一流企業であるところがですね、郵送1枚で済ませようとしていますか。通常であれば責任ある人が、頭を下げに来るところですよ。

そもそも要望書1枚だけっていうこと時点でも、私はちょっと不思議に思っていましたけれども、まさか郵送とは思いませんでした。それを見ておかしいと思わなかったんですか。それとも、それによってですよ、町に後ろめたいことがあるんじゃないかっていうそういう想像もできます。郵送1枚で済ませるぐらいの、そうやって疑われますので、何も思いませんでしたか、郵送1枚だけ来たのに。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） ただいまの件につきましてはですね、私がそれぞれの社長としっかりと協議をして、了解をした内容でございます、これについて郵送でいただきますということを踏まえて、その対応を処理したわけでございます、ポンと郵送で送られてきたというようなことではございませんので、その辺はご承知おきいただきたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） では、最後に一言、これをもちまして質問は終わりたいと思いますが、先ほどですね、法令違反の疑いがあると考えているようなこと、そういうことはまた疑われますので、恐らく監査委員の方でもこの案件については検討されると思いますが、私は私で独自に専門家の意見を聞いて、しかるべき対応を行いたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） ちょっとその件についてはですね、もう一度、お考えのいろんな矛盾点を、担当課長にしっかりちょっとご説明いただいたほうがありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、以上で終わりですね。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午前 11 時 16 分